

桜美林大学学位規則

平成5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項から第2項の規定及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、桜美林大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学学則第58条の定めるところにより、学士課程の卒業要件を満たした者に行う。

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院学則第25条の定めるところにより、博士前期課程又は修士課程の修了要件を満たした者に行う。

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、本学大学院学則第26条の定めるところにより、博士後期課程の修了要件を満たした者に行う。

2 前項のほか、本学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ同課程を経た者と同等以上の学力を有することが確認された者に博士の学位を授与する。

(学位授与の申請)

第6条 本学大学院の各課程にある者が、学位の授与を申請するときは、学位論文を研究科の定めるところにより研究科委員会に提出するものとする。ただし、博士前期課程又は修士課程にある者は、本学大学院学則第25条の定めるところにより、学位論文に代えて研究成果報告を提出することができる。

(学位論文等の提出)

第7条 前条の規定により提出する学位論文又は研究成果報告（以下「学位論文等」という。）は、一篇とし、審査に必要な部数を提出することを原則とする。ただし、参考として補助論文等を添付することができる。

2 審査委員会は、審査のため必要があるときは、参考論文、学位論文等の訳文及び標本等の審査資料を提出させることができる。

(学位論文等の審査等の付託)

第8条 第6条の規定により学位授与の申請があったときは、学長は、研究科委員会に学位論文等の審査等を付託する。

(審査委員会)

第9条 研究科委員会は、学位論文等の審査等を行うため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、本学大学院の教員3人以上で構成する。

3 審査委員会が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て他の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第10条 学位論文等の審査及び最終試験は、審査委員会が行う。

2 最終試験は、学位論文等に係る口頭試問及び外国語について行う。ただし、修士の場合は、外国語の試験を通常の成績をもって代えることができる。

3 学位論文等の審査の結果、その内容が不良であると審査委員会が認めるときは、最終試験を行わない。

(審査期間)

第11条 審査委員会は、その学期末までに、学位論文等の審査及び最終試験を終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文等の審査及び最終試験の結果の要旨に、学位授与の可否に関する意見を添えて、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査委員会は、第10条第3項の規定に従って最終試験を行わなかった場合は、その旨を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議及び報告)

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修了の可否に関する意見を、文書で大学院部長に報告しなければならない。

(大学院部長の報告)

第14条 大学院部長は、学位論文等に学位論文等の審査及び最終試験の結果の要旨を添えて、修了及び学位授与の可否に関する意見を、文書で学長に報告しなければならない。

(学群長の報告)

第15条 学群長は、卒業及び学士の学位の授与の可否に関する意見を、文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、第14条及び前条の報告に基づいて学位授与の可否を決定し、学位を授与することが決定した者に対しては、所定の学位記を授与する。

(学位の専攻分野の名称)

第17条 学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

(1) 学群

学 群 ・ 学 類		課 程	学位（専攻分野の名称）
リベラルアーツ学群		学士課程	学士（学 術）
芸術文化学群		学士課程	学士（総合文化学） 学士（芸術）
ビジネスマネジメント学群	ビジネスマネジメント学類	学士課程	学士（経営政策学）
	アプリケーションマネジメント学類	学士課程	学士（アプリケーションマネジメント）
健康福祉学群		学士課程	学士（社会福祉学）
			学士（精神保健福祉学）
			学士（健康科学）
			学士（保育学）
			学士（健康福祉学）

(2) 大学院

研 究 科	専 攻	課 程	学位（専攻分野の名称）
国際学研究科	国際学専攻	博士前期課程	修士（国際学）
	国際人文社会科学専攻	博士後期課程	博士（学 術）
	国際協力専攻	修士課程	修士（国際協力）
老年学研究科	老年学専攻	博士前期課程	修士（老年学）
	老年学専攻	博士後期課程	博士（老年学）
大学アドミニストレーション研究科	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	修士（大学アドミニストレーション）
大学アドミニストレーション研究科 （通信教育課程）	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	修士（大学アドミニストレーション）
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	修士（経営学）
言語教育研究科	日本語教育専攻	修士課程	修士（日本語教育）
	英語教育専攻	修士課程	修士（英語教育）
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	修士（臨床心理学）
	健康心理学専攻	修士課程	修士（健康心理学）

（学位の名称の使用）

第18条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、桜美林大学と付記するものとする。

（学位論文等の保存）

第19条 学位論文等の一部は、本学図書館に保存する。

（記録の保存）

第20条 本学は、修士又は博士の学位を授与したときは、学位論文等の審査及び最終試験の結果の要旨その他必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを保存するものとする。

(学位授与の取消)

第21条 修士又は博士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第22条 本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に、当該博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第23条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定により博士論文を公表する場合には、桜美林大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第3項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(報告)

第24条 本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の様式)

第25条 学位記の様式は、別記のとおりとする。

(規則の改廃)

第26条 この規則の改廃は、学士については、教育研究評議会及び常務理事会の議を経て理事会が行う。

2 修士及び博士については、大学院委員会、教育研究評議会及び常務理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 第15条の規定は、学部にある者をその対象とする場合においては、「学群長」を「学部長」と、「学群教授会」を「学部教授会」と読み替えて適用する。
- 3 第17条の規定にかかわらず、文学部英語英米文学科を卒業した者には学士（英語英米文学）又は学士（学術）、文学部中国語中国文学科を卒業した者には学士（中国語中国文学）又は学士（学術）、文学部言語コミュニケーション学科を卒業した者には学士（言語コミュニケーション学）又は学士（学術）、文学部健康心理学科を卒業した者には学士（健康心理学）又は学士（学術）、文学部総合文化学科を卒業した者には学士（総合文化学）、経済学部経済学科を卒業した者には学士（経済学）又は学士（学術）、国際学部国際学科を卒業した者には学士（国際学）又は学士（学術）、経営政策学部ビジネスマネジメント学科を卒業した者には学士（経営政策学）の学位を授与する。
- 4 別記1の様式は、学部を卒業した者には、「〇〇学群〇〇学類」は「〇〇学部〇〇学科」と、「桜美林大学〇〇学群長」は「桜美林大学〇〇学部長」と記入する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第17条の規定にかかわらず、国際学研究科老年学専攻博士前期課程を修了した者には修士（老年学）、国際学研究科老年学専攻博士後期課程を修了した者には博士（老年学）、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程又は国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）を修了した者には修士（大学アドミニストレーション）の学位を授与する。
- 3 第17条の規定にかかわらず、平成19年度以前に国際学研究科国際学専攻博士前期課程に入学し、同専攻を修了した者には修士（国際学）、修士（国際政治）、修士（国際経済）、修士（国際経営）、修士（比較文化）、修士（ホスピタリティ文化）、修士（日本研究）、修士（アジア・オセアニア研究）、修士（アメリカ研究）のうち、最も適当な学位を授与する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第17条の規定にかかわらず、平成20年度に国際学研究科国際学専攻博士前期課程に入学し、同専攻を修了した者には修士（国際学）、修士（国際経営）、修士（比較文化）のうち、最も適当な学位を授与する。
- 3 第17条の規定にかかわらず、国際学研究科国際関係専攻博士後期課程を修了した者には博士（学術）、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程を修了した者には博士（学術）、国際学研究科言語教育専攻修士課程を修了した者には修士（日本語教育）又は修士（英語教育）、国際学研究科人間科学専攻修士課程を修了した者には修士（臨床心理学）又は修士（健康心理学）の学位を授与する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第22条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例によるものとする。
- 3 第23条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 別記1の学位記の授与者は、「桜美林大学長 氏名」とする。

別記（第25条関係）

1 第3条の規定により授与する学位記の様式

第〇〇〇号			
	学	位	記
大学印			氏 名
			年 月 日生
本学〇〇学群〇〇学類所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士（〇〇）の学位を授与する			
	年	月	日
	桜美林大学長	氏	名 印

2 第4条の規定により授与する学位記の様式

修第〇〇〇号			
	学	位	記
大学印			氏 名
			年 月 日生
本学大学院〇〇〇研究科〇〇〇専攻の〇〇課程において所定の課程を 修了したので修士（〇〇〇）の学位を授与する			
	年	月	日
	桜美林大学長	氏	名 印

備考1 「〇〇課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。

3 第5条第1項の規定により授与する学位記の様式

博甲第〇〇〇号	
学 位 記	
大学印	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇〇研究科〇〇〇専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文（〇〇〇〇〇〇〇）の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
桜美林大学長 氏 名 印	

備考1 「学位論文（〇〇〇〇〇〇〇）」の「（〇〇〇〇〇〇〇）」には、当該学位論文の題名を記入する。

4 第5条第2項の規定により授与する学位記の様式

博乙第〇〇〇号	
学 位 記	
大学印	氏 名
	年 月 日生
本学に学位論文（〇〇〇〇〇〇〇）を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
桜美林大学長 氏 名 印	

備考1 「学位論文（〇〇〇〇〇〇〇）」の「（〇〇〇〇〇〇〇）」には、当該学位論文の題名を記入する。